



令和6年度 認可保育施設入所案内

(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請及び入所案内)



令和6年度において保育施設の入所を希望する場合は、この「入所案内」をよくご覧いただき、お申し込みください。

〈もくじ〉

1 保育施設等のご案内	・・・1ページ
2 保育の必要な事由と支給認定等について	・・・7ページ
3 申込方法等について	・・・9ページ
4 保育所等の入所申込みから入所承諾までの流れ	・・・11ページ
5 保育料（利用者負担額）について	・・・12ページ
6 利府町認可保育施設における給食への取り組みについて	・・・14ページ
7 教育・保育施設の支給認定子どもの選考基準表について	・・・15ページ
8 申請後・入所後の手続きについて	・・・17ページ
9 認可外保育施設一覧	・・・18ページ
10 保育施設等の退所について	・・・18ページ
11 よくある質問	・・・19ページ
12 利府町内保育施設マップ	・・・22ページ

1 保育施設等のご案内

■保育施設とは

保護者が就労や病気などの理由により家庭で児童を保育できない場合に0歳から就学前のお子さんを保護者に代わって保育する施設です。

■保育施設等の類型について

施設類型	特 徴	申込先	
認可保育施設	① 認可保育所（園）	<ul style="list-style-type: none"> 0歳から就学前までのお子さんを対象として保育を行う施設です。 利用には保育を必要とする事由に該当する必要があります。 	利府町役場 子ども支援課
	② 認定こども園 【一部教育施設】	<ul style="list-style-type: none"> 0歳から就学前までのお子さんを対象とし、教育・保育を一体的に行う施設です。「幼稚園部分」と「保育所部分」の機能に分かれています。 保育所部分の特徴は①と同様です。幼稚園部分は⑦と同様です。 	【保育所部分】 利府町役場 子ども支援課 【幼稚園部分】 各施設
	③ 小規模保育 事業所	<ul style="list-style-type: none"> 0歳から2歳までのお子さんを対象として保育を行う施設です。 お子さんが3歳に達する年度の末日まで利用できます。 定員が19人以下の少人数です。 利用には保育を必要とする事由に該当する必要があります。 	利府町役場 子ども支援課
	④ 事業所内保育 事業所 (地域枠設定)	<ul style="list-style-type: none"> 働いている従業員のお子さんを対象として保育を行う施設です。 従業員のお子さんだけでなく、「地域の子どもの受入（地域枠）」も行っています。 その他の特徴は、③小規模保育事業所と同様です。 	【地域枠】 利府町役場 子ども支援課 【従業員枠】 各施設
認可外保育施設	⑤ 認可外保育施設 (⑥を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 0歳から就学前までのお子さんを対象として保育を行う施設です。 料金は施設によって異なります。 	各施設
	⑥ 企業主導型保育 事業所 (地域枠設定)	<ul style="list-style-type: none"> 働いている従業員のお子さんを対象として保育を行う施設です。 従業員のお子さんだけでなく、「地域の子どもの受入（地域枠）」も行っています。 0歳から就学前までのお子さんを対象として保育を行う施設です。 料金は施設によって異なります。 	
教育施設	⑦ 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上のお子さんを対象として幼児教育を行う施設です。 利用にあたっての条件は特にありません。 料金体系は施設によって異なります。 	

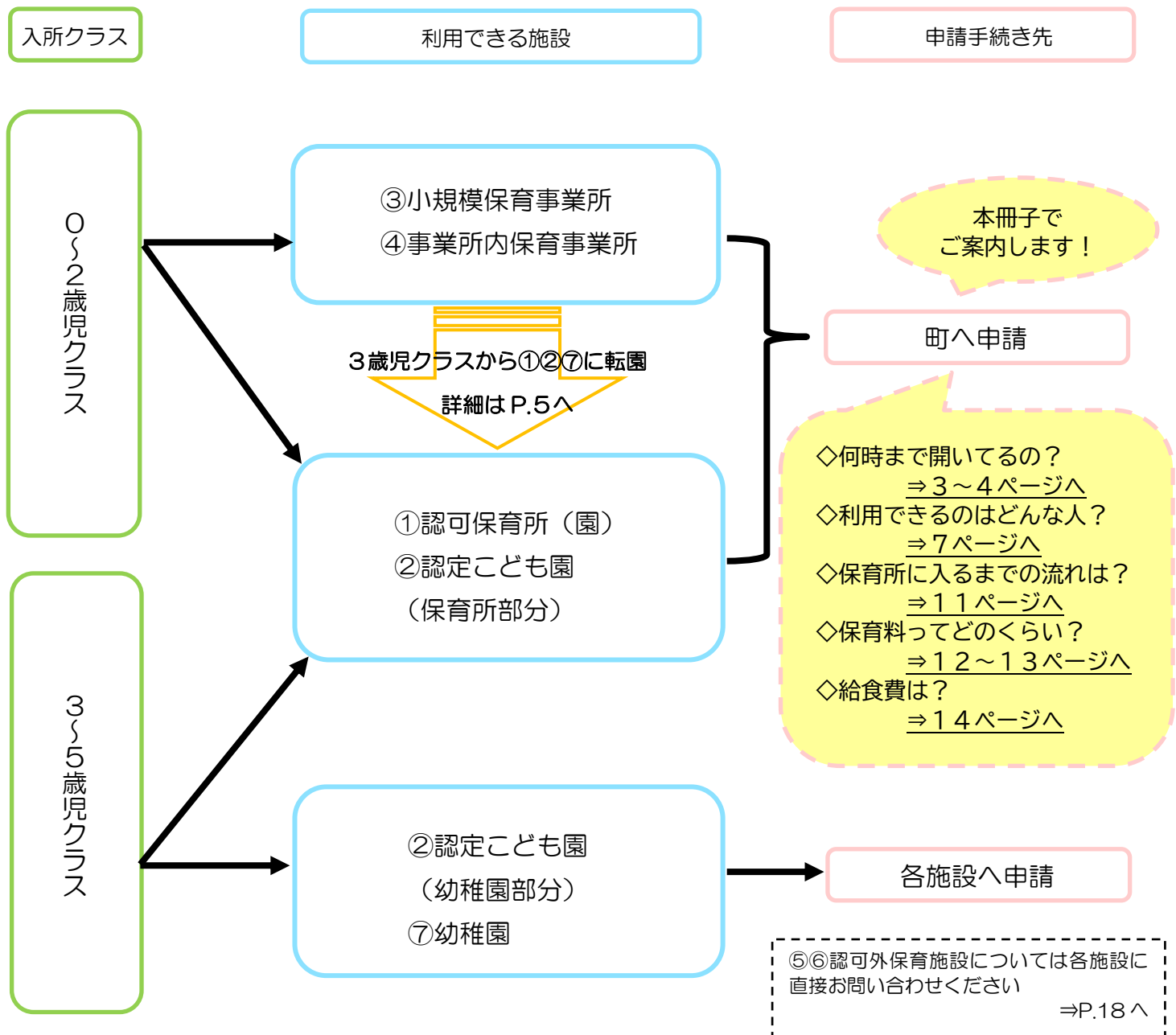
※年齢の基準日は、令和6年4月1日です（幼稚園は除く）。

※②～⑥については、施設によって対象年齢が異なる場合があります。

■令和6年度クラス早見表

クラス	生年月日	保育期間終了日
0歳児クラス	令和 5年 (2023) 4月2日～令和6年4月1日生まれ	令和12年3月31日
1歳児クラス	令和 4年 (2022) 4月2日～令和5年4月1日生まれ	令和11年3月31日
2歳児クラス	令和 3年 (2021) 4月2日～令和4年4月1日生まれ	令和10年3月31日
3歳児クラス	令和 2年 (2020) 4月2日～令和3年4月1日生まれ	令和 9年3月31日
4歳児クラス	平成31年 (2019) 4月2日～令和2年4月1日生まれ	令和 8年3月31日
5歳児クラス	平成30年 (2018) 4月2日～平成31年4月1日生まれ	令和 7年3月31日

■利用できる施設と申請手続き先



■町内認可保育施設及び定員一覧

町で申請受付をする保育所等の一覧は次のとおりです。

0歳児の受入可能月齢は利用開始希望日時点での月齢によります。また、1歳以上児の受入可能年齢は令和6年4月1日時点での年齢になります。

①認可保育所（園）

名 称		所 在 地 電 話 番 号	定 員	受入可能 年・月齢	開所時間 (平日)	開所時間 (土曜)
町立	菅谷台保育所	菅谷台三丁目 9-1 022-349-0630	70	生後 6か月～	7:00～ 19:00	7:00～ 18:00
私立	利府聖農保育園	中央二丁目 5-1 022-356-2022	85			
	青葉台保育園	青葉台三丁目 1-112 022-385-7891	70			
	なしの美保育園	加瀬字北窪 16-1 022-349-1722	50			
	利府おおぞら保育園	菅谷字赤萱 31-2 022-396-8860	60			
	利府第二おおぞら 保育園	しらかし台四丁目 3-1 022-356-5970	60			
	アスク利府保育園	沢乙字山岸 13-1 022-349-0611	90	生後 57日目～	7:00～ 20:00	7:00～ 20:00

②認定こども園（保育所部分）

名 称		施設 類型	所 在 地 電 話 番 号	定 員	受入可能 年・月齢	開所時間 (平日)	開所時間 (土曜)
私立	利府葉山保育園	保育所型	葉山一丁目 52-2 022-767-0781	60	生後 6か月～	7:00～ 19:00	7:00～ 18:00
	青山すぎのこ こども園	幼保連携型	青山一丁目 4-1 022-767-8841	120			
	(仮)利府聖光こど も園	幼保連携型	加瀬字南野中沢 29 022-356-2536	120			
	(仮)ウェルネスこ ども園利府	幼保連携型	神谷沢字金沢 12-51	45			
	認定こども園 利府幼稚園	幼稚園型	花園一丁目 13-2 022-356-1787	60	3歳児～	7:00～ 19:00	7:00～ 19:00
	利府第二おおぞら 幼稚園	幼稚園型	しらかし台四丁目 3-1 022-356-0530	9			
	利府第二おおぞら 幼稚園 もりのおと園	幼稚園型	沢乙字館ヶ沢 11-1 022-794-9649	9			

※認定こども園の定員は保育所部分のみの定員です。

③小規模保育事業所 ※0～2 歳児対象

名 称		所 在 地 電 話 番 号	定員	受入可能 年・月齢	開所時間 (平日)	開所時間 (土曜)
私 立	スマイルキッズりふ 園	神谷沢字塚元 73-5 022-396-8415	19	生後 6か月～	7:00～ 19:00	7:00～ 18:00
	バイリンガル保育園 利府	新中道二丁目 3-10 022-762-8298	18	生後 57日目～		
	バイリンガル保育園 利府ネクスト	新中道二丁目 3-12 022-762-8298	18	1歳児～		
	利府にっこり保育園	花園一丁目 13-9・10 022-369-3181	18	生後 6か月～		

※バイリンガル保育園利府は、2歳児クラスに進級時（1歳児クラスに進級時に一部の児童）、バイリンガル保育園利府ネクストへ移動となります。

④事業所内保育事業所 ※0～2 歳児対象

名 称		所 在 地 電 話 番 号	認可 定員	受入可能 年・月齢	開所時間 (平日)	開所時間 (土曜)
私 立	おおぞらおひさま園	神谷沢字後沢 16-1 022-396-8860	9	1歳児～	7:00～ 19:00	7:00～ 18:00
	イオンゆめみらい保育 園利府	新中道三丁目 1-1 022-290-9563	5	生後 6か月～	7:00～ 20:00	7:00～ 20:00

※イオンゆめみらい保育園利府は日曜祝日も開所していますが、地域枠のお子さんの利用は平日土曜に限ります。

※事業所内保育事業所の定員は地域枠のみの定員です。

■保育施設等の情報（参考）

各認可保育施設は、別冊の「利府町特定教育・保育施設要覧」において、園の特色等を詳しく紹介しておりますので、どうぞご覧ください。

■地域型保育事業のご案内（0～3歳年度末まで利用）

（1）小規模保育事業所とは？

比較的小さな集団（定員19人まで）で、手厚く人員を配置しており、細かいところまで目の行き届く、温かな雰囲気保育が特徴です。

《園の声》

- ★小規模保育施設という少人数制の特性を活かして、お子さん一人ひとりと向き合い、子どもたちの成長をしっかりと見つめた保育を行っています。
- ★子ども一人ひとりに目を向けられるので、発達の状況をしっかりと把握し、卒園後の連携先もサポートします。
- ★小規模ならではの家庭的であたたかな雰囲気のなかで一人ひとりの個性を大切にしたい保育を行っています。
- ★細かいところまで目が行き届くので、しっかりとしたお子さんのフォローが可能になります。
- ★先生との距離が近いので、信頼関係が築きやすいです。

（2）事業所内保育事業所とは？

企業などが設置する従業員向けの保育施設ですが、地域のお子さんもお預かりしています。仕事と子育ての両立支援に意欲的な事業者が運営しています。

（3）3歳卒園後について

地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育（地域枠））は、児童が満3歳の誕生日を経過する年度の年度末まで利用することができます。3歳卒園後に引き続き保育サービスをご希望の場合、主に次の方法があります。

なお、連携施設の優先利用や選考基準指数の加点により、地域型保育事業を卒園後もほぼ希望する保育施設等を利用できています。

①連携施設への異動

地域型保育事業のなかには、卒園後、ご希望により優先的に利用できる施設を設定している施設があります。町への**新規申込は不要**です。

連携施設先の受入可能数により、利用の調整を行う場合があります。

《連携施設》

- ★利府にっこり保育園⇒認定こども園利府幼稚園
- ★おおぞらおひさま園⇒利府おおぞら保育園

②保育所・認定こども園（保育所部分）の利用

利用調整時に、優先度を上げています！

地域型保育事業を3歳卒園後に、引き続き保育所・認定こども園（保育所部分）の利用を希望する場合は、**町へ新規申込が必要**ですが、**利用調整時に選考基準指数を加点（+5点）**します。

※ご希望の保育施設等の利用可能枠が少ない場合は、選考基準指数の加点をしても利用できない場合がありますので、できるだけ多くの保育施設等を申し込むことをご検討ください。

③預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用

町内のすべての私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）では、施設により実施時間などは異なりますが、普段の教育時間の前後や長期休業となる夏休み期間などに、保育施設と同程度の保育サービスを提供する「預かり保育」を実施しております。

※ご希望の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）へ直接の申込みとなります。

MEMO

2 保育の必要性の事由と支給認定等について

■保育の必要性の事由と保育上限時間

入所申込みには、保護者に次の事由が必要となります。

保育の必要性の事由		保育上限時間
① 就労 【最低条件】 1日4時間以上、かつ 月16日以上 ※特殊な勤務形態の場合 はご相談ください。	日常家事以外の仕事を月120時間以上している場合	標準時間
	日常家事以外の仕事を月64時間以上している場合	短時間
② 妊娠・出産	母が出産の前後である場合 ※入所可能期間は出産予定日の8週前の日の属する月初めから、 出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の月末 までです。ただし、多胎児の場合は、出産予定日の14週前の日 の属する月初めからとなります。	標準時間
③ 疾病・障害	病気、けが、心身等に障害がある場合	短時間
④ 介護等	同居の親族を常に介護・看護している場合	
⑤ 災害復旧	災害、風水害及び地震等で自宅が被災し、その復旧にあたっている 場合	標準時間
⑥ 求職活動	求職活動中である場合 ※入所日から90日以内に就職することが必要	短時間
⑦ 就学	月64時間以上就学している場合	標準時間 または 短時間
⑧ その他	上記①～⑦の他、特別な事情があり保育ができない場合	

※保育上限時間については、「保育必要量について」（8ページ）で詳しく説明します。

■特定教育・保育施設利用の際の支給認定について

利府町や町外の特定教育・保育施設の利用を希望する場合は、入所の手続きの際に支給認定を受ける必要があります。

支給認定とは、入所決定とは別に町が行う認定で、認定された区分により、それぞれのニーズにあったサービスが受けられます。お子さんの年齢、保護者の方の就労状況などをもとに以下の表の3つの区分に分かれます。

■支給認定の区分と申請手続き

認定区分		利用できる教育・保育施設等	給付の内容
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定（下記参照）以外の子ども	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）	教育標準時間
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働等により家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども	・保育所（園） ・認定こども園（保育所部分）	保育標準時間 または 保育短時間
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働等により家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども	・保育所（園） ・認定こども園（保育所部分） ・小規模保育施設等	

※利府おおぞら幼稚園については、1号の支給認定は不要です。

■保育必要量について

2号及び3号認定は、保育を必要とする時間に応じて2つの区分が設けられ、保育料についても、保育短時間は保育標準時間よりも低く設定されます。

① 保育標準時間

開所～18：00のうち保育上限時間11時間まで（内、保育の必要な時間）

開所～18：00 保育上限時間 11 時間	18：00～閉所 延長保育
--------------------------	------------------

※18:00以降は1時間ごとに延長保育料が発生します

② 保育短時間

8：00～17：00のうち保育上限時間8時間まで（内、保育の必要な時間）

開所～8：00 延長保育	8：00～17：00 保育上限時間 8 時間	17：00～閉所 延長保育
-----------------	---------------------------	------------------

※施設の開所時間によって延長保育料が発生する時間は異なることがあります

※8：00～17：00の間であっても8時間を超えた利用分は延長保育料が発生します

※土曜日の保育時間については3～4ページをご覧ください。

※保育を必要とする時間は、勤務時間に通勤時間を加算した時間です。勤務が早朝から夕方までの場合、月120時間未満の勤務時間でも保育標準時間に認定されます。

※保育を必要とする事由等(6ページ)が父母でそれぞれ異なる場合は、保育上限時間は低い方に合わせます。

※育児休業中において、上の児童がすでに保育園・認定こども園等に入所している場合の継続利用期間は、保育短時間に認定されます。

※お子さんの状況や状態によっては、保育短時間での預かりをお願いすることがあります。

■延長保育について

通常保育の時間内では保育が困難であり、通常保育の時間を超える場合に保育を真に必要としている児童を対象として延長保育事業を行っており、別途料金が発生します。

延長保育の利用については、各施設に直接申込みが必要です。また、利用の必要性について確認します。

延長保育料	月 額		時間単位	
	1時間	2,000円	1時間	250円
2時間以上	2,000円×利用時間数	2時間以上	250円×利用時間数	

※延長保育料（月額）が**無料**となる場合

利用者負担額徴収基準額表（13ページ）の階層区分「A」に該当する場合、または「B1」に該当、かつ、次の世帯に属し、各施設から延長保育の承認を受けている場合については、無料となります。

- (1) 母子・父子世帯
- (2) 在宅障害児（者）がいる世帯（※障害者手帳及び精神障害者手帳等の交付を受けている方、または、特別児童扶養手当の支給対象の方）
- (3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に基づく要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯

※延長保育料（月額）が**半額**となる場合

利用者負担額徴収基準額表の階層区分「B1 から C12 まで」のいずれかの階層に該当し、同一世帯から2人以上の児童について、各施設から延長保育の承認を受けている場合で、これらの児童のうちもっとも年齢が高い児童以外の児童については、半額となります。

※日額（時間単位）延長保育料については、半額・無料の取扱いはありません。

3 申込方法等について

■申込要件

- ・お子さんと保護者が保育施設等の**利用開始日時点において、利府町に住んでいること。利府町に住民票があることを原則**とします。（事業所内保育施設の従業員枠については、利府町外に住んでいる方も利用できます。詳しくは、施設へ直接お問い合わせください。）
- ・お子さんの保護者が保育を必要とする事由（7ページ）に該当すること。

■受付期間

◇令和6年4月または5月に入所希望の方

令和5年11月1日（水）から令和5年11月30日（木）※土・日・祝日を除く。

※令和6年4月または5月に入所希望の方で、町外からの転入予定の方や現在就労又は就学中で上記期間の平日に申し込みできない方を対象に11月12日（日）午前9時から午後1時まで利府町役場1階町民交流館1・2で受付します。

※申込受付には**事前予約が必要です。**

Web または電話で子ども支援課保育係（Tel 022-767-2196）へお申し込みください。

Web 予約用QRコード



◇令和6年6月以降に入所希望の方

令和6年4月1日（月）以降に受付しますので、以下の締切日までにお申し込みください。

■一斉申込受付期間終了後の入所申込締切日（事前予約は不要です。）

入所希望月	申込締切	入所希望月	申込締切	入所希望月	申込締切
令和6年4月	令和6年2月2日(金)	8月	6月21日(金)	12月	10月18日(金)
5月	2月16日(金)	9月	7月19日(金)	令和7年1月	11月15日(金)
6月	4月19日(金)	10月	8月16日(金)	2月以降	12月20日(金)
7月	5月17日(金)	11月	9月20日(金)		

■受付場所

利府町役場1階 子ども支援課（③番窓口）※原則郵送不可

※県外在住で直接来庁できない場合は、お問い合わせください。

■申込みに係る留意事項

- ・申込受付には、1人20分程度の時間を要します。お時間に余裕を持って来庁してください。
- ・申込みの際は、**申込むお子様同伴**でお越しください。
- ・**申込締切日までに書類が不足している場合、記入漏れがある場合は、受付できません。**また、締切日の直前は混み合いますので、日にちに余裕を持ってお申し込みください。
- ・利府町に転入が決まっている方は転入前でも申込みできます。（検討中は不可）
- ・一斉申込期間終了後も随時受付しますが、利用調整については、期間内に申し込まれた方が優先となります。
- ・入所保留（待機）となった場合、令和6年度中（令和7年3月まで）は利用調整を行いますが、**令和6年度に利用開始とならなかった場合で、引き続き利用を希望する場合は、改めて令和7年度の利用申込が必要**となります。
- ・育児休業明けで入所申込みをする場合は、入所月の翌月末日まで復職することが条件となります。
（例）4月1日入所の場合 ⇒ 5月31日までに復職

■入所申込に必要な書類

【必須】申請書関係		
1	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定及び入所申込申請書（全2枚）	保護者名は、保育料納入義務者になります
2	<input type="checkbox"/> 入所児面接調査票（全2枚）	
3	<input type="checkbox"/> 感染症・予防接種調査票	
4	<input type="checkbox"/> 同意書	署名は保育料納入義務者になります
5	<input type="checkbox"/> マイナンバー記入票	当日は、窓口申請に来る方のマイナンバーが確認できるもの及び本人確認書類が必要です

【必須】お子さんの保育が必要な事由を証明する書類（児童と同居する方全員分（18歳以上 70歳未満の方※高校生を除く））		
6	<input type="checkbox"/> 就労（内定含む）	お勤めの方・・・就労証明書
		自営業の方・・・就労証明書＋個人事業の開業届の写しまたは確定申告書の写しまたは商業・法人登記履行事項全部証明書等
		農業の方・・・就労証明書＋耕作証明書
6	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	母子健康手帳の写し ※手帳の表紙＋分娩予定日の記載があるページ
	<input type="checkbox"/> 疾病・障害	診断書等 ※疾病等により保育ができない旨記載があるもの
	<input type="checkbox"/> 介護等	看護（介護）状況申告書 看護（介護）を受ける方の診断書等及び看護（介護）計画書等
	<input type="checkbox"/> 就学	学生証の写し及びカリキュラム等

【転入見込で申込みをする方】 ※すでに同居人のいる住所に転入する場合は 7.8 不要		
7	<input type="checkbox"/> 住民票の写し	世帯全員分、別居している保護者がいる場合は該当者分
8	<input type="checkbox"/> 転入先が明確に分かる書類	建物売買契約書の写し、アパート入居契約書の写し等

【令和5年1月2日以降に転入した方】		
9	<input type="checkbox"/> 令和5年度市町村民税（非）課税証明書	令和6年4月～8月入所希望の方

【令和6年1月2日以降に転入した方】		
10	<input type="checkbox"/> 令和6年度市町村民税（非）課税証明書	令和6年9月以降入所希望の方

【以下に該当する方】		
11	<input type="checkbox"/> ひとり親	戸籍謄本の写し（DVによる保護命令を受け児童扶養手当を受給している方は児童扶養手当証書の写しで代用可）
12	<input type="checkbox"/> 町外の幼稚園等を利用するきょうだいがいる	在籍証明書（町外の教育・保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用）
13	<input type="checkbox"/> 同一世帯に各種手帳を持つ方がいる	手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等証書）
14	<input type="checkbox"/> 申込児童に心身の障害等がある	心身状況書（申込児童が身体障害者手帳・療育手帳を所有している場合、発達に遅れが見られる場合等）
15	<input type="checkbox"/> 生活保護	生活保護受給者証の写し
16	<input type="checkbox"/> 保育士	保育士証の写し（保育施設等で保育士や保育教諭として勤務している（内定も含む。）方）

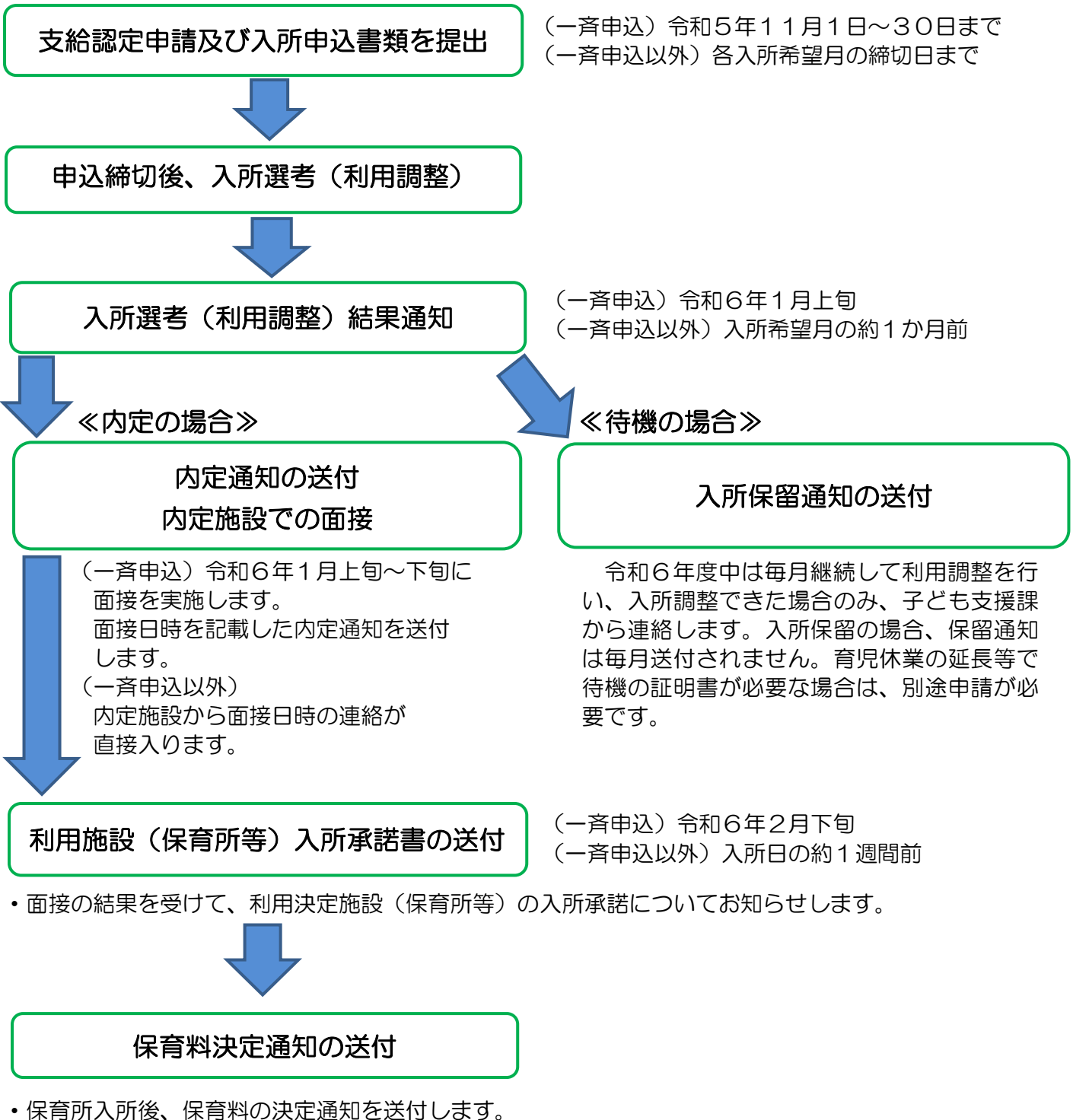
※9、10の書類は、入所申込前に他の手続きで利府町へ既に提出している場合は、再度の提出は不要です（申込時にお申し出ください。）。また、申込児童の祖父母等の分も必要になる場合があります。

※きょうだいで同時に申込する場合、1～4以外の書類の提出は1部で構いません。

また、既にきょうだいが保育施設等に入所しており、同時期に必要な書類を提出している場合はお申し出ください。

4 保育所等の入所申込みから入所承諾までの流れ

《認可保育所（園）・認定こども園（保育所部分）・小規模保育・事業所内保育（地域枠）》



《配慮が必要なお子さんの場合》

(一斉申込) 11月～1月に希望施設において体験保育を実施します。その結果を基に、2月上旬頃に入所児童選考委員会を開催し、入所の可否を審議します。結果については、2月下旬頃、入所承諾書または入所不承諾書により通知します。内定通知は送付されません。

(一斉申込以外) 申込締切後、希望施設において体験保育を実施します。その結果を基に、町及び施設において入所の可否を協議します。結果については、入所日の約1週間前に入所承諾書または入所不承諾書により通知します。内定通知は送付されません。

5 保育料（利用者負担額）について

保育料は、利用者負担額徴収基準額表（13ページ）により、原則として保護者の市町村民税額を基に、子どもの年齢（4月1日時点）及び保育必要量などに応じて階層区分を判定し決定します。3歳以上児（1、2号認定）の児童は、国の教育・保育無償化により、保育料が無償になります。

■令和6年度保育料の算定

対象保育料	通知発送時期	市町村民税の課税年度
4～8月分	4月上旬	令和4年1月～12月収入分に対して課税された 令和5年度（令和4年分）市町村民税所得割課税額
9～3月分	9月上旬	令和5年1月～12月収入分に対して課税された 令和6年度（令和5年分）市町村民税所得割課税額

※税の未申告や必要書類の未提出等により市町村民税の課税状況が確認できない場合、保育料は最高階層の金額に決定します。

■保育料の納入方法

利用施設	納入方法
認可保育所（園）	原則口座振替によって、利府町に納入していただきます。 ※口座振替の手続きについては、入所承諾後にお知らせします。
認定こども園 小規模保育・事業所内保育事業所	利用施設に納入していただきます。 納入方法や期限等は施設から案内されます。

■保育料算定に係る留意事項

- ・利用者負担の算定及び副食費の免除判定（14ページ）は、保護者の市町村民税額を基に算定しており、次の「扶養親族」を算入の対象としています。
 - （1）父、母、事実婚の父母（保護者）
 - （2）保護者の市町村民税が非課税の場合、同居している祖父母等父母以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）
- ・町民税所得割課税額を計算する際は、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除等）については、適用されません。
- ・この利用者負担額のほか、各施設において給食費（14ページ）、教材費や行事費などの実費負担が必要な場合があります。詳細については、各施設へお問合せください。

■保育料の多子世帯軽減について

- ・同じ世帯の2人以上のお子さんが、認可保育園・認定こども園・幼稚園などに通園している場合は、認可保育園等に在園している2番目のお子さんの保育料が半額、3番目以降のお子さんは無料となります。
※従来制度幼稚園、町外の教育・保育施設等の施設を利用しているきょうだいがいる場合は、在籍証明書の提出が必要になります。（小学校1年生以降のお子さんは、きょうだいとしてカウントされません。）
- ・国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組として以下の世帯に該当する場合には、保育料の軽減を受けられる場合があります。対象者については、申込書及び住民登録情報等をもとに対象世帯を抽出し、入所決定後、別途通知します。

なお、利府町外に住民登録している方や世帯を別にしている方などは申出が必要になりますので、対象者との関係がわかる書類（戸籍謄本の写し等）を申込時に提出してください。

- 1) 市町村民税非課税世帯の無償化
市町村民税均等割及び所得割額非課税世帯について、保育料を無償とします。
- 2) 年収360万円未満相当世帯の保護者負担軽減
年収360万円未満相当のひとり親世帯等（※）への優遇措置を更に拡充します。

認定区分	対象者	利用者負担区分の階層	第1子	第2子	第3子以降
保育利用 (3号認定)	市町村民税所得割額が 57,700円未満の世帯	B2～C2-1階層	軽減なし	半額	無料
	ひとり親世帯等（※）で 市町村民税所得割額が 77,101円未満の世帯	B2～C4-1階層	次ページ 基準額表の とおり	無料	

上記表の対象者の場合、年齢制限を撤廃しきょうだいをカウントします。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の交付を受けた方のいる世帯、または特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金の受給者のいる世帯等をいいます。

■利用者負担額徴収基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額） 3歳未満児		
階層区分	階層認定の基準 （父母及び同一生計世帯の主宰者の合計額）		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付世帯		0	0	
B 1	A階層及びC階層を除き、前年分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0
			一般世帯	0	0
B 2		市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	3,500	3,000
			一般世帯	8,500	8,000
C 1	A階層を除き、市町村民税所得割課税世帯(4～8月においては前年度、9月～翌3月においては当年度)であって、その市町村民税所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,000	3,000
			一般世帯	11,000	10,000
C 2-1		48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等	6,000	5,500
			一般世帯	15,000	14,000
C 2-2		57,700円以上60,000円未満	ひとり親世帯等	6,000	5,500
			一般世帯	15,000	14,000
C 3		60,000円以上65,000円未満	ひとり親世帯等	6,000	5,500
			一般世帯	19,000	18,000
C 4-1		65,000円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	6,000	5,500
			一般世帯	24,000	23,000
C 4-2		77,101円以上79,000円未満		24,000	23,000
C 5		79,000円以上97,000円未満		29,000	28,000
C 6		97,000円以上125,000円未満		34,000	33,000
C 7		125,000円以上149,000円未満		39,000	38,000
C 8		149,000円以上169,000円未満		44,000	43,000
C 9		169,000円以上254,000円未満		49,000	48,000
C 1 0		254,000円以上301,000円未満		53,000	52,000
C 1 1		301,000円以上397,000円未満		55,000	54,000
C 1 2		397,000円以上		60,000	59,000

6 利府町認可保育施設における給食への取り組みについて

■給食費の徴収について

3歳児から5歳児クラスまでの児童（2歳児クラスで年度途中で3歳を迎える児童は除く）は、国による幼児教育・保育無償化に伴い、給食費は実費徴収（保護者負担）となります。

金額、納入方法については各施設へご確認ください。

【菅谷台保育所（公立）の場合】

月額6,500円（主食費2,000円、副食費4,500円）

納入方法は口座振替（町が徴収）となります。

国による副食費の免除について

以下のいずれかに該当する児童は、副食費の負担が免除されます。

- (1) 年収360万円未満相当世帯（市町村民税所得割額57,700円未満、教育利用及びひとり親世帯等は市町村民税所得割額77,101円未満）の児童
- (2) 第3子以降の児童（第1子と第2子が未就学の場合に限る）
※教育利用の場合は小学校第3学年以下のきょうだいから数えて第3子以降の児童

※免除対象者には、別途通知します。



利府町教育・保育施設等第3子以降給食費助成事業について

利府町では、子育て支援の充実を図るため、以下に該当する児童に対し給食費を助成します。

- (1) 対象者（①～③のすべてに該当する方）

- ①利府町に住民登録していること。
- ②同一世帯で、18歳未満（令和6年度中に19歳に達しない）の児童を3人以上養育していること。
- ③第3子の児童が小学校就学前の3年間にあり、認可保育所、幼稚園、認定こども園、又は認可外保育施設のいずれかに通園していること。

- (2) 助成額 月額上限6,500円

※10月・4月の各期、前月分までを償還払います（一度施設への納入が必要になります）。

※助成を受けるには、申請が必要です。対象者には別途通知します。



■食物アレルギー除去食について

利府町では、食物アレルギーによる食事制限を必要とするお子さんに対して、対応可能な範囲で除去食や代替食を提供します。その場合には、「利府町認可保育所（園）食物アレルギー対応マニュアル」に基づいて、医師の診断書の提出や栄養士等との面談が必要となります。

除去食等の対応については、集団給食のため限界もありますが、食育の一環として、お子さまの保育所（園）給食がより楽しいものとなるよう、保護者と保育所（園）がともに協力し合って取り組んでいきたいと考えております。

保育所（園）の給食について、ご不明な点などありましたら、利府町子ども支援課までお問い合わせください。

7 教育・保育施設の支給認定子どもの選考基準表について

利用保育施設等の調整は、申込順や抽選での決定ではありません。世帯の状況に応じて選考基準表（15・16ページ）により点数をつけ、点数の高い方から利用の決定を行います。

教育・保育施設の支給認定子どもの選考基準表 1

番号	保護者の状況		指数	
	類型	細目		
1	居宅外労働	月20日以上 (週5日以上)	1日8時間又は週40時間以上の就労を常態としている	9
			1日6時間以上8時間未満又は週30時間以上の就労を常態としている	8
			1日4時間以上6時間未満又は週20時間以上の就労を常態としている	7
		月16日以上 (週4日以上)	1日8時間又は週32時間以上の就労を常態としている	8
			1日6時間以上8時間未満又は週24時間以上の就労を常態としている	7
			1日4時間以上6時間未満又は週20時間以上の就労を常態としている	6
2	居宅内労働	月20日以上 (週5日以上)	1日8時間又は週40時間以上の就労を常態としている	8
			1日6時間以上9時間未満又は週30時間以上の就労を常態としている	7
			1日4時間以上7時間未満又は週16時間以上の就労を常態としている	6
		月16日以上 (週4日以上)	1日8時間又は週32時間以上の就労を常態としている	7
			1日6時間以上9時間未満又は週24時間以上の就労を常態としている	6
			1日4時間以上7時間未満又は週16時間以上の就労を常態としている	5
3	親のいない家庭	死亡、離別、行方不明、拘禁により親がいない	14	
4	出産（期間内）	産前8週、産後8週にあり保育することができない	10	
5	疾病等（期間内）	居宅内	入院	10
			寝たきり又は日常生活に大きく支障をきたす状態	10
			精神性又は感染性	10
			一般療養	6
6	病人の看護等（期間内）	入院付添（常時）	10	
		寝たきりの病人の看護（介護）	8	
		在宅障害者の介護（常時付添が必要な場合）	8	
7	災害の復旧（期間内）	災害等により自宅が被災し、その復旧に従事する場合	12	
8	就学等	1日6時間以上の就学・技術習得を常態としている	8	
		1日4時間以上の就学・技術習得を常態としている	7	
9	求職活動中（90日）	求職活動（起業の準備を含む）のため、日中外出を常態としている	4	

教育・保育施設の支給認定子どもの選考基準表 2

加減の別	世帯員の状況		指数	
	類型	細目		
調整基準 (加算)	家庭的保育事業からの継続利用	家庭的保育事業等の卒園児が、3歳に達した年度の次の年度も継続して保育利用を希望する場合		+5
	子ども自身の特殊事情	心身の障害によるもの		+4
	世帯の特殊事情	(注7)保育士世帯	町内において保育士または保育教諭として就労している保護者を擁している世帯	+4
			町外において保育士または保育教諭として就労している保護者を擁している世帯	+2
		ひとり親世帯	同居者なし	+4
			同居者あり	+3
		障害者(児)世帯	障害者(児)を擁している世帯	+2
	兄弟姉妹有り	兄弟姉妹が教育・保育施設に教育・保育給付中又は同時に支給認定の申請をしている場合		+1
	同居者有り	60歳未満の祖父母等		-2
		60歳以上70歳未満の祖父母等		-1
上記以外のものについては、適宜検討する				

- (注) 1 指数は、保護者それぞれの状況に基づいて設定し、その内いずれか低い方を用いる。ただし、出産、疾病等、災害の復旧に該当する場合は、この限りではない。
- 2 就労時間には、休憩時間を含めるが、通勤時間を含めない。
- 3 就学等の時間には、休憩時間を含めるが、通勤時間を含めない。
- 4 育児時間を取得して勤務時間を短縮しており、当該年度中に正規の勤務時間に復帰する場合には正規の勤務時間により判定する。
- 5 教育・保育給付の要件が一人につき2項目以上にわたる場合は、基準指数の高い方とする。
- 6 調整基準に該当する場合は、その該当事項に対応する指数を把握し加算、減算する。
- 7 保育士には、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定により都道府県が定める基準により保育士とみなされる保健師、看護師または准看護師を含める。

8 申請後・入所後の手続きについて

保育所等入所申請後または入所後、申請内容等に変更が生じた場合は、下記のとおり届け出してください。届出用紙は、子ども支援課または利用施設で配布しています。

事由	必要書類	備考
離職・退職	○変更届	・それまでの保育時間にかかわらず、一律 短時間での利用となります。
雇用期間切れ	○就労証明書	・雇用期間内に更新分を提出願います。 ※雇用更新契約書等に町の就労証明書の内容と同様の内容が記載されている場合は、契約書等の写しで可。
求職活動中で 勤務内定 勤務決定	○変更届 ○就労証明書	・勤務内定の場合は、勤務開始となった時点で就労証明書の再提出が必要です。(変更届は必要ありません。) (例) 求職中で4/1入所の方は、6月末(入所日から90日)までに就労証明書の提出がない場合、保育の利用が解除(退所)になります。
勤務場所変更 勤務時間変更	○変更届 ○就労証明書	・勤務時間等に応じて、 保育時間(標準又は短時間)を決定します。
産休に入る	○変更届(産休と記入) ○就労証明書 ○出産予定日と父母氏名がわかる書類 (母子手帳の写し等)	・それまでの保育時間にかかわらず、一律 標準時間での利用となります。 (産休開始日の属する月から「標準時間」になります。) ・母子手帳の写しは、手帳の表紙に記載している保護者氏名欄と分娩予定日が記載されているページをコピーしてください。
産休から 育休に入る	○変更届(育休と記入) ○就労証明書 ○出生日がわかる書類 (母子手帳内出生証明書の写し等)	・ 短時間に変更になります。 【産休から育休に切り替わる際の取扱いについて】 『産後』の認定証の有効期間は、「出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日」と定められています。 (例)  ⇒7/20までに変更届と就労証明書を提出
育休から 復職する	○変更届(復職と記入) ○就労証明書	・ 復職時の勤務時間等に応じて、標準又は短時間を決定します。 (「標準時間」に該当する場合は、復職日の属する月分からになります。)
離婚した	○変更届 ○戸籍謄本(全部事項証明書)又は婚姻・離婚届受理証明書 ○配偶者の就労証明書及び課税証明書(婚姻した場合のみ)	離婚及び婚姻した日の翌月分から保育料(給食費副食費免除)を変更します。 ・戸籍謄本については、本籍地で交付されます。 (婚姻又は離婚届の受理証明書については、届出した市町村で交付されます。) ・課税証明書については、1月1日時点の住所地で交付されます。
婚姻した	○DVによる保護命令を受け児童扶養手当を受給している方は児童扶養手当証書の写し	

※必要書類の提出は、毎月20日までです。翌月から保育料(給食費副食費免除)及び支給認定(標準or短時間)が変更になります。やむを得ず期限を過ぎる場合には、事前に子ども支援課または各施設まで連絡願います。

※就職等により、月途中から保育時間等の変更が必要になった場合は、新たな就労証明書が提出された(該当)日から、希望の保育時間で利用可能です(ただし、保育料及び支給認定(標準or短時間)は変更不可。翌月分から変更となります)。20日を過ぎてから書類が提出された場合は、翌々月からの変更となります。

9 認可外保育施設一覧 (令和6年4月1日現在)

施設名	住所 電話番号	定員	対象年齢
たけの子保育園 【認可外保育施設】	加瀬字北窪16-1 022-349-1717	15	0歳～5歳
もりのキッズ園 (利府おおぞら幼稚園敷地内) 【企業主導型保育事業】	神谷沢字後沢16-1 022-396-6370	50	1歳～2歳
利府の丘キッズ園 (利府第二おおぞら幼稚園敷地内) 【企業主導型保育事業】	しらかし台四丁目3-1 022-356-0530	12	1歳～2歳
イマジン保育園 【企業主導型保育事業】	新中道二丁目3-2 022-353-6290	19	0歳～5歳

※ 認可外保育施設の入所については、町での選考は行っておりません。空き状況等については、各施設へ直接お問い合わせください。

10 保育施設等の退所について

保育施設等の利用開始後、下記に該当することとなった場合等には、保育施設等を利用できなくなる場合がありますのでご注意ください。

■転出する場合

利府町内に居住していることは、町内の保育施設等を利用するための要件の1つとなります。

■保育を必要とする事由がなくなった場合

保育を必要とする事由に変更があった場合は、「特定教育・保育施設等入所児童状況変更届」とともに、変更内容を確認することのできる書類を速やかに利用中の保育施設等又は子ども支援課までご提出ください。(保育を必要とする事由については、7ページ参照)

■教育・保育給付認定期間が制限され満了した場合

求職活動中、出産、就学等を理由に保育施設等を利用する場合、認定期間が制限され、認定期間満了後は保育施設等を利用することができなくなります。継続して保育が必要になる場合は、認定期間満了となる月の20日までに保育を必要とすることを証明する書類(就労証明書等)をご提出ください。

■1か月を超えて欠席する場合

保育施設等を利用中に1か月を超えて欠席する場合は、原則退所となります。

<里帰り出産をする方へ>

- ・在籍児のきょうだいの出産のため里帰りする場合は、2か月未満であれば長期欠席を認めております。利用中の施設にご相談ください。
- ・里帰り出産中に現在通園中の保育施設に在籍したまま、里帰り先の保育施設や幼稚園に入園することは、二重在籍となるためできません。認可外保育施設や一時保育の利用をご希望される場合は、里帰り先の市町村にご確認ください。
- ・長期欠席期間中も保育料は発生します。

11 よくある質問

◆◆希望保育施設等について◆◆

Q. 希望保育施設等はいくつまで記入することができますか？

A. いくつでも記入することができます。

ただし、希望施設における内定を辞退した場合、年度内は継続して入所選考（利用調整）しますが、利用の優先度が低くなります。また、一度入所（内定）した施設については、卒園するまで転園はできません。ただし、きょうだいが別々の施設に在籍している場合や町内転居、勤務先の変更により送迎が困難等、やむを得ない事情があり、転園を希望する場合は、町にご相談ください。

※利用調整の結果「第2希望以下の施設に入所したこと」を事由とした転園はできませんので、入所申込前に施設を見学する等し、希望したいずれの施設に決まっても必ず通える範囲で施設をお選びください。

Q. 保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）の違いは何ですか？

A. 保育所、認定こども園（保育所部分）は小学校就学前まで、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）は3歳に到達した年度の末日まで利用できます。（2ページ参照）

それぞれの保育施設等に特色があり、保育内容も異なります。詳しい内容を確認したい場合は、各保育施設等に見学・お問い合わせください。

Q. 見学はいつでも行うことができますか？

A. 保育施設ごとに見学できる日（時間帯）は異なります。

保育内容や行事等により、見学のご案内をすることが困難な日（時間帯）があります。直接各保育施設等に見学できる日（時間帯）の確認を行ってください。なお、感染症対策のため、屋外からの見学等になる場合もありますので、御了承願います。

Q. 認定こども園（幼稚園部分）、事業所内保育施設（従業員枠）、幼稚園、認可外保育施設を利用したいのですが、どのような手続きが必要となりますか？

A. 各施設へ直接お問い合わせ・お申し込みください。

◆◆利用調整について◆◆

Q. 子どもが誕生日を迎えたのですが、利用調整での年齢は変わりますか？

A. 令和6年度利用調整は令和6年4月1日現在の年齢で決定します。

空き枠等を確認する際はご注意ください。また、保育料も令和6年4月1日時点の年齢で決定します。なお、令和5年4月1日生まれのお子さんの令和6年度利用調整は1歳児クラス、令和5年4月2日以降に生まれたお子さんは、0歳児クラスで行います。

Q. 祖父母等と同居している場合、利用調整において不利になりますか？

A. 優先度が低くなる場合があります。（16ページ参照）

住民票上は世帯分離していても、同じ家屋に居住している60歳未満（各利用開始希望日時点）の祖父母等が保育に協力可能な場合（保育を必要とすることを証明する書類の提出がない場合）は調整指数が-2、60歳以上70歳未満の祖父母等の場合は調整指数が-1となります。

Q. 申込みは一度行えば保育施設等の利用を開始できるまで有効となりますか？

A. 対象年度内（令和7年3月入所利用調整まで）は有効となります。

利用開始希望日の利用調整で待機となった場合でも、対象年度内は次回以降の利用調整の対象となります。ただし、令和6年度内の利用開始にならず、令和7年4月1日以降も利用希望がある場合には、改めて令和7年度の申込みが必要になりますのでご注意ください。

◆◆提出書類について◆◆

Q. 単身赴任中の保護者の書類提出は必要ですか？

A. 別居している場合でも必要となります。

利用の優先度に影響がありますので、就労証明書等の提出は必要です。世帯状況の欄は単身赴任中であることがわかるように記載してください。また、各年の1月1日に利府町外の市町村に住民登録があった場合は、市町村民税（非）課税証明書等の提出が必要になります。

Q. 離婚を予定しているのですが、夫(妻)の就労証明書等の書類提出は必要ですか？

A. 必要です。

離婚が成立していない（離婚届出が受理されていない）場合には、夫（妻）の就労証明書等の証明書類が必要になります。

ただし、DVによる保護命令を受け児童扶養手当を受給している方は児童扶養手当証書の写しと変更届を提出いただければ、証明書類の提出は必要ありません。

Q. 申込み後に同居人や職業に変更があったのですが、どうすればよいですか？

A. 直ちに子ども支援課保育係に連絡の上、証明書類をご提出ください。

同居人や就労状況等の変更は、利用の優先度や保育料に影響を及ぼす場合があります。連絡がなく、後日判明した場合には、内定等の取り消しや保育料等が遡って変更になる場合があります。

Q. 仕事に内定しているのですが、何か書類を提出した方がよいですか？

A. 就労証明書（就労状況・予定欄が「就労予定」のもの）をご提出ください。

保育施設等の利用開始日時点で、1か月に64時間以上（1日4時間以上かつ月16日以上）の就労を予定していることが就労証明書から確認できる場合は、就労と同様の認定を受けることができます。（利用調整では就労と同様の基準指数となります。）

Q. 仕事をしていないと申込みをすることはできませんか？

A. 求職活動や疾病等を理由とした申込みもできます。

ただし、出産・求職活動・就学を理由として保育認定を受けた場合は、認定期間に制限がかかります。認定期間終了後も保育の利用継続を希望する場合は、認定期間内に引き続き保育が必要となることを証明する書類（就労証明書等）をご提出ください。ご提出がない場合、原則として退所となります。

◆◆きょうだいでのお申し込みについて◆◆

Q. きょうだいで申込みをして、上の子だけ保育施設等を利用できることになった場合は、下の子の預け先が決定するまで就労しなくても構いませんか？

A. 上のお子さんだけが保育施設を利用でき、下のお子さんの預け先が決まらない場合でも、育児休業中であれば上のお子さんの利用開始月の翌月末日までに復職する必要があります。また、求職活動での入所申込であった場合は、上のお子さんの利用開始日から90日以内に就労を開始する必要があります。

Q. 現在保育施設等利用中の子どもがおり、下の子を出産予定です。下の子の育児休業を取得した場合、上の子は退所となりますか？

A. 原則として下のお子さんの1歳の誕生日の前日までは育児休業を取得しながら、上のお子さんを継続利用させることができます。また、下のお子さんが1歳の誕生日時点で保育施設等の利用待機（入所申込が必須です。）となった場合のみ、さらに延長して利用することが可能です。

なお、上のお子さんの継続利用が認められた場合であっても、継続利用期間中に下のお子さんが保育施設等に入所となった場合は、下のお子さんの利用開始月の翌月末日まで復職することが必要です。

◆◆その他◆◆

Q. 町外に居住している場合でも申込みはできますか？

A. 利用開始日までに町内に転入される場合は申込みできます。

転入先が明確にわかる書類（建物売買契約書等の写し）の提出が必要になります。また、転入後に新しく同居される世帯員の確認資料も必要になる場合があります。

転入先に既に同居人が住んでいる場合は、転入先が明確にわかる書類の提出は不要です。

Q. 保育短(標準)時間認定で利用しているのですが、保育標準(短)時間認定に切り替えることはできますか？

A. 切り替えできます。入所している保育施設または子ども支援課に変更届の提出をしてください。

保育必要量の切り替えとなる前月20日(土日祝日の場合は翌開庁日)までに届出してください。なお、就労証明書等の提出が必要となる場合があります。

(例) 5月1日から復職するため、保育必要量を変更したい場合、4月20日まで変更届及び就労証明書の提出が必要です。

Q. 3号認定から2号認定に切り替わると翌月から保育料も変わりますか？

A. 変更になりません。

3号認定から2号認定への切り替えは満3歳になった時点(3歳の誕生日の前日)で行いますが、保育料は令和6年4月のクラス年齢(令和6年4月1日時点の年齢)等によるので、3号認定から2号認定への切り替えによって保育料が変更になることはありません。

Q. 小規模保育事業所の利用を考えていますが、子どもが3歳になったらどうすればよいのですか？

A. 卒園する年度の一斉申込時期に認可保育所、認定こども園または幼稚園の入所申込みが必要になります。

(事業所内保育事業所の場合も同様です。)

卒園後の通所先を確保するため、優先的に他の施設に入所できるように選考基準で配慮されます。また、小規模保育事業所によっては、連携施設をご紹介することも可能です。

Q. 現在、小規模保育事業所に2歳児クラスで在籍していますが、育児休業中であっても次年度に3歳児クラスとして町内の認可保育施設・認定こども園(保育所部分)に入所申込みはできますか？

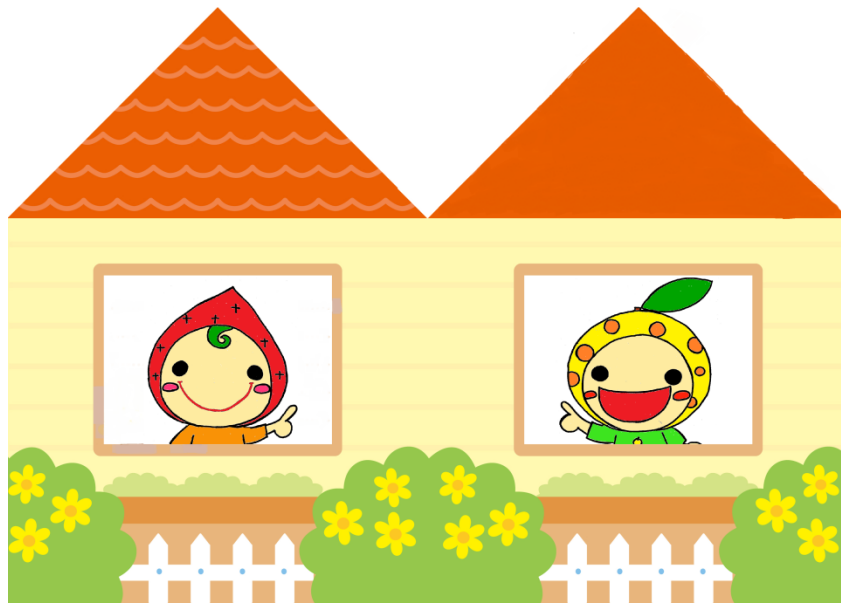
A. 入所申込みできます。(事業所内保育事業所の場合も同様です。)

育児休業の対象となる児童が満1歳の誕生日以前に職場復帰することが条件になります。

Q. 現在町外の保育施設に在籍していますが、利府町に転入見込みです。母が育児休業中ですが、入所申込みはできますか？

A. 入所申込みできます。

現在在籍している保育施設の最終登園日の翌日から利府町の保育施設に入所希望の場合に限り、育児休業の対象となる児童が満1歳の誕生日以前に職場復帰することを条件に、育児休業中のまま入所申込することを認めています。



制度改正などに伴い、取扱いが変更になる場合があります。

お問い合わせ先

利府町保健福祉部子ども支援課保育係
〒981-0112 宮城県宮城郡利府町利府字新並松 4 番地
TEL : 022-767-2196
FAX : 022-767-2102
Email : hoiku@rifu-cho.com